

新	旧	備考								
簡易通知型包括保険の引受基準等について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087 沿革 令和4年6月17日 一部改正	簡易通知型包括保険の引受基準等について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087 沿革 令和4年6月8日 一部改正									
2 国別引受基準 国別引受基準は、日本貿易保険が定める「 <u>国別引受方針</u> 」(以下「 <u>国別引受方針</u> という。) <u>に基づき、次のとおりとする。なお、日本貿易保険は、国別引受方針をそのホームページにおいて対外的に周知するものとする。また、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙1 仕向国及び支払国等の取扱い」による。</u> (1) 引受停止国 <u>引受停止国とは、引受基準適用日において、国別引受方針の『引受態度』欄において「引受停止」と記載のある国及びキューバをいう。当該国が仕向国、支払国又は保証国となる輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させない。したがって、約款第6条第1項の規定にかかわらず、通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。キプロス北部トルコ占領地域又はジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国 (以下「<u>引受停止地域</u>」という。)</u> が仕向地、支払地又は保証地（仕向地、支払地及び保証地については仕向国、支払国及び保証国の定義を準用）となる輸出契約等についても同様とする。 (2) 特定制限国 ① 特定制限国とは、 <u>国別引受方針の『引受態度』欄において「原則引受停止」と記載のある国をいう。当該国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる輸出契約等については、当</u>	2 国別引受基準 <u>仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙1 仕向国及び支払国等の取扱い」による。</u> (1) 引受停止国 引受基準適用日において、 <u>次の① - 1、① - 2及び②に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させない。したがって、約款第6条第1項の規定にかかわらず、通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。③に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させる。その他の輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させない。したがって、約款第6条第1項の規定にかかわらず、通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u> ① - 1 次表に掲げる国が仕向国、支払国又は保証国となる輸出契約等									
	<table><tr><td><u>アフガニスタン</u></td><td><u>イエメン</u></td><td><u>北朝鮮</u></td><td><u>キューバ</u></td></tr><tr><td><u>シリア</u></td><td><u>ソマリア</u></td><td><u>中央アフリカ共和国</u></td><td><u>ベネズエラ</u></td></tr></table>	<u>アフガニスタン</u>	<u>イエメン</u>	<u>北朝鮮</u>	<u>キューバ</u>	<u>シリア</u>	<u>ソマリア</u>	<u>中央アフリカ共和国</u>	<u>ベネズエラ</u>	
<u>アフガニスタン</u>	<u>イエメン</u>	<u>北朝鮮</u>	<u>キューバ</u>							
<u>シリア</u>	<u>ソマリア</u>	<u>中央アフリカ共和国</u>	<u>ベネズエラ</u>							

<u>該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させない。したがって、約款第6条第1項の規定にかかわらず、通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける輸出契約等を除く。</u>	<table><tr><td><u>南スーダン共和国</u></td><td><u>リビア</u></td><td></td><td></td></tr></table>	<u>南スーダン共和国</u>	<u>リビア</u>		
<u>南スーダン共和国</u>	<u>リビア</u>				
(注1) <u>(2)①</u> における政府開発援助契約等の取扱いは、次のとおりとする (<u>(3)①</u> において同じ。)	<u>① - 2</u> キプロス北部トルコ占領地域又はジョージア南オセチア自治州 <u>若しくは</u> アブハジア自治共和国が仕向地、支払地又は保証地（仕向地、支払地及び保証地については仕向国、支払国及び保証国の定義を準用）となる輸出契約等				
イ 輸出契約等の全体が政府開発援助契約等に該当する場合について、保険関係を成立させる。	<u>② 次表に掲げる</u> 国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる輸出契約等 <u>(政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける輸出契約等を除く。)</u>				
ロ 一の輸出契約等のうち一部が政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、前受金により支払いを受ける場合、現地通貨により決済される場合又は I L C（発行銀行又は確認銀行が日本又は第三国（ <u>引受停止国</u> 及び <u>引受停止地域並びに特定制限</u> 国を除く。以下同じ。）に所在する場合に限る。以下（注1）ロ及び（注2）ロにおいて同じ。）により決済される場合について保険関係を成立させる。この場合、I L Cの取得又は前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。	<table><tr><td><u>エリトリア</u></td><td><u>ハイチ</u></td><td></td><td></td></tr></table>	<u>エリトリア</u>	<u>ハイチ</u>		
<u>エリトリア</u>	<u>ハイチ</u>				
(注2) (略)	(注1) <u>②</u> における政府開発援助契約等の取扱いは、次のとおりとする (<u>(2)①</u> において同じ。)				
<u>② (2)①にかかわらず、イラクが仕向国、支払国又は保証国であって、以下に該当する輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させる。その他の輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させない。したがって、約款第6条第1項の規定にかかわらず、通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u>	イ 輸出契約等の全体が政府開発援助契約等に該当する場合について、保険関係を成立させる。				
	ロ 一の輸出契約等のうち一部が政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、前受金により支払いを受ける場合、現地通貨により決済される場合又は I L C（発行銀行又は確認銀行が日本又は第三国（ <u>上記① - 1、① - 2</u> 及び <u>②に該当する</u> 国を除く。以下同じ。）に所在する場合に限る。以下（注1）ロ及び（注2）ロにおいて同じ。）により決済される場合について保険関係を成立させる。この場合、I L Cの取得又は前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。				
	(注2) (略)				
	<u>③</u> イラクが仕向国、支払国又は保証国であって、以下に該当する輸出契約等は、保険関係を成立させる。				
	(i) 政府開発援助契約等				
	(ii) 契約金額が10億円以下の輸出契約等でイラク国内にお				

(i) 政府開発援助契約等 (ii) 契約金額が10億円以下の輸出契約等でイラク国内における貨物の引渡しを支払条件と定めていない取引であって、下記イからハまでのうちいずれかに該当するもの イ 前受金により支払いを受ける輸出契約等 ロ 日本又は第三国の銀行が発行又は確認する I L C により決済される輸出契約等 ハ 支払が第三国となる輸出契約等 なお、上記イ又はロに該当し且つ支払国がイラクとなる場合は、I L C 取得又は前受金の受領日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。また、上記ロ又はハに該当する場合、当該国の引受条件に基づき保険契約を締結する。 (注) 輸出契約等の相手方がイラク政府、州政府、地方公共団体又はこれに準ずるものであって、ハに該当する場合、日本貿易保険は、約款第11条第1号のてん補危険について約款第12条第11号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。	ける貨物の引渡しを支払条件と定めていない取引であって、下記イからハまでのうちいずれかに該当するもの イ 前受金により支払いを受ける輸出契約等 ロ 日本又は第三国の銀行が発行又は確認する I L C により決済される輸出契約等 ハ 支払が第三国となる輸出契約等 なお、上記イ又はロに該当し且つ支払国がイラクとなる場合は、I L C 取得又は前受金の受領日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。また、上記ロ又はハに該当する場合、当該国の引受条件に基づき保険契約を締結する。 (注) 輸出契約等の相手方がイラク政府、州政府、地方公共団体又はこれに準ずるものであって、ハに該当する場合、日本貿易保険は、約款第11条第1号のてん補危険について約款第12条第11号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。	
(3) 条件付引受国 ① 引受基準 <u>条件付引受国とは、国別引受方針の『引受態度』欄において「条件付引受」と記載のある国をいう。</u>政府開発援助契約等又は輸出契約等の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、引受基準適用日において、<u>当該国が</u>支払国（保証国がある場合には当該保証国）に該当する場合において、②の基準に適合しない輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させない。したがって、	(2) 条件付引受国 ① 引受基準 政府開発援助契約等又は輸出契約等の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、引受基準適用日において、<u>輸出契約等における仕向国、支払国又は保証国のうち、支払国</u>（保証国がある場合には当該保証国）<u>が「別表 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国</u>に該当する場合において、<u>同表</u>の基準に適合しない輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知については、保険関係を成立させない。したがって、	

約款第6条第1項の規定にかかわらず、通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

なお、I L Cにより決済を行う場合であって、輸出契約等の保証国が支払国以外の国の場合にあつては、国別引受方針の基準は支払国に替えて保証国とする。

② 条件等

イ 輸出契約等における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が国別引受方針の『L／C条件』欄において「有」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金の受領日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

ロ 国別引受方針の『その他条件』欄に条件が記されている国に関する輸出契約等に係る保険契約については、当該記載内容を適用する。

（注）（略）

③ ②イにかかわらず、アンゴラが輸出契約等における支払国（保証国がある場合には当該保証国）である場合、次のいずれかに該当するときに保険契約を締結するものとする。

イ 輸出契約等の契約金額の全部又は一部について、I L Cにより決済される場合（当該契約の契約金額の一部について、I L Cにより決済される場合とは、輸出契約等の一部がI L Cにより決済される場合の当該I L C及び現地通貨により決済される場合をいう。）。この場合、I L Cの取得日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

約款第6条第1項の規定にかかわらず、通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

なお、I L Cにより決済を行う場合であって、輸出契約等の保証国が支払国以外の国の場合にあつては、「別表」国別引受基準の基準は支払国に替えて保証国とする。

② 条件等

イ 輸出契約等における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表」国別引受基準の『決済方法に係る条件』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金の受領日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

ロ 「別表」国別引受基準の『その他の条件』欄に条件が記されている国に関する輸出契約等に係る保険契約については、同欄の定めに従い当該条件を適用する。

（注）（略）

附 則〔抄〕

附 則〔令和4年6月8日〕

この改正は、令和4年6月15日から実施する。

<u>る。</u> <u>ロ アンゴラ中央銀行が輸出契約等の契約金額の全部について決済を認める場合</u> <u>④ 西岸・ガザ（パレスチナ自治区）が輸出契約等における支払国（保証国がある場合には当該保証国）である場合、保険関係が成立した場合においても、戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による損失については、てん補する責めに任じない。輸出契約等における仕向国である場合、約款第 1 1 条第 1 号に規定するてん補危険について、同様とする。</u> 附 則〔抄〕 附 則〔令和 4 年 6 月 17 日〕 この改正は、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。																																																														
(削除)	<u>〔別表〕</u> <u>国別引受基準</u> <table><tr><th><u>国</u> <u>コード</u></th><th><u>国名</u></th><th><u>ユーザンスの上</u> <u>限（年）</u></th><th><u>決済方法に係る</u> <u>条件</u></th><th><u>その他の</u> <u>条件</u></th></tr><tr><td><u>413</u></td><td><u>アルゼンチン</u></td><td><u>0.5</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>535</u></td><td><u>アンゴラ</u></td><td></td><td></td><td><u>注 1</u></td></tr><tr><td><u>133</u></td><td><u>イラン</u></td><td></td><td></td><td><u>注 2</u></td></tr><tr><td><u>538</u></td><td><u>エチオピア</u></td><td><u>0.5</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>329</u></td><td><u>グレナダ</u></td><td><u>0.5</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>532</u></td><td><u>コンゴ共和国</u></td><td><u>0.5</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>533</u></td><td><u>コンゴ民主共和国</u></td><td><u>0.5</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>554</u></td><td><u>ザンビア</u></td><td><u>0.5</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>549</u></td><td><u>ジンバブエ</u></td><td><u>0.5</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>507</u></td><td><u>スーダン</u></td><td><u>0.5</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>125</u></td><td><u>スリランカ</u></td><td><u>0.5</u></td><td><u>I L C</u></td><td></td></tr></table>	<u>国</u> <u>コード</u>	<u>国名</u>	<u>ユーザンスの上</u> <u>限（年）</u>	<u>決済方法に係る</u> <u>条件</u>	<u>その他の</u> <u>条件</u>	<u>413</u>	<u>アルゼンチン</u>	<u>0.5</u>			<u>535</u>	<u>アンゴラ</u>			<u>注 1</u>	<u>133</u>	<u>イラン</u>			<u>注 2</u>	<u>538</u>	<u>エチオピア</u>	<u>0.5</u>			<u>329</u>	<u>グレナダ</u>	<u>0.5</u>			<u>532</u>	<u>コンゴ共和国</u>	<u>0.5</u>			<u>533</u>	<u>コンゴ民主共和国</u>	<u>0.5</u>			<u>554</u>	<u>ザンビア</u>	<u>0.5</u>			<u>549</u>	<u>ジンバブエ</u>	<u>0.5</u>			<u>507</u>	<u>スーダン</u>	<u>0.5</u>			<u>125</u>	<u>スリランカ</u>	<u>0.5</u>	<u>I L C</u>		
<u>国</u> <u>コード</u>	<u>国名</u>	<u>ユーザンスの上</u> <u>限（年）</u>	<u>決済方法に係る</u> <u>条件</u>	<u>その他の</u> <u>条件</u>																																																										
<u>413</u>	<u>アルゼンチン</u>	<u>0.5</u>																																																												
<u>535</u>	<u>アンゴラ</u>			<u>注 1</u>																																																										
<u>133</u>	<u>イラン</u>			<u>注 2</u>																																																										
<u>538</u>	<u>エチオピア</u>	<u>0.5</u>																																																												
<u>329</u>	<u>グレナダ</u>	<u>0.5</u>																																																												
<u>532</u>	<u>コンゴ共和国</u>	<u>0.5</u>																																																												
<u>533</u>	<u>コンゴ民主共和国</u>	<u>0.5</u>																																																												
<u>554</u>	<u>ザンビア</u>	<u>0.5</u>																																																												
<u>549</u>	<u>ジンバブエ</u>	<u>0.5</u>																																																												
<u>507</u>	<u>スーダン</u>	<u>0.5</u>																																																												
<u>125</u>	<u>スリランカ</u>	<u>0.5</u>	<u>I L C</u>																																																											

	<u>158</u>	<u>西岸・ガザ（パレスチナ自治区）</u>			<u>注 3</u>
	<u>524</u>	<u>ナイジェリア</u>		<u>I L C</u>	
	<u>319</u>	<u>バルバドス</u>	<u>0.5</u>		
	<u>534</u>	<u>ブルンジ</u>	<u>0.5</u>		
	<u>122</u>	<u>ミャンマー</u>	<u>0.5</u>		
	<u>545</u>	<u>モザンビーク</u>	<u>0.5</u>		
	<u>146</u>	<u>レバノン</u>	<u>0.5</u>	<u>I L C</u>	
	<u>224</u>	<u>ロシア</u>			<u>注 2</u>
(削除)	<u>注 1：輸出契約等における支払国（保証国がある場合には当該保証国）である場合、次のいずれかに該当するときに保険契約を締結するものとする。</u> <u>① 輸出契約等の契約金額の全部又は一部について、I L Cにより決済される場合（当該契約の契約金額の一部について、I L Cにより決済される場合とは、輸出契約等の一部が I L Cにより決済される場合の当該 I L C 及び現地通貨により決済される場合をいう。）。この場合、I L C の取得日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u> <u>② アンゴラ中央銀行が輸出契約等の契約金額の全部について決済を認める場合</u> <u>注 2：輸出契約等における仕向国、支払国又は保証国である場合、輸出契約等の締結時において、輸出契約等について取引銀行による資金決済の取扱いが可能であることが確認できていないものについては、保険関係が成立しないこととする。</u> <u>注 3：輸出契約等における支払国（保証国がある場合には当該保証国）である場合、保険関係が成立した場合においても、戦争、革命</u>				

	<u>又はテロ行為その他の内乱による損失については、てん補する責めに任じない。輸出契約等における仕向国である場合、約款第11条第1号に規定するてん補危険について、同様とする。</u>	
--	--	--